

## 令和3年度 大阪府茨木市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にあるひとり親の子育て世帯への生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費について専決する。

### 2 専決日

令和3年4月15日（木）

### 3 補正予算額

補正額 183,098千円 （補正後 101,393,098千円 － 補正前 101,210,000千円）

#### [概要]

（単位：千円）

項目	補正額	主な内容	
ひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の支給	183,098	子育て世帯生活支援特別給付金	167,350
		事務経費 (給付事務実施に係る委託料等)	15,748

#### [内訳]

（歳入）

（単位：千円）

区分	補正額	積算	
国庫支出金	183,098	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	183,098

（歳出）

（単位：千円）

区分	補正額	積算	
民生費	183,098	職員手当等	531
		需用費	150
		役務費	604
		委託料	14,463
		交付金	167,350





# 補正予算（第1号）の内容について

## ○ひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ひとり親世帯への生活支援		183,098	183,098	
ひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の支給 【こども政策課】	<p>より厳しい経済状況にある子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>&lt;対象&gt;①児童扶養手当受給世帯（令和3年4月分の支給世帯） ②公的年金給付等受給により児童扶養手当の支給を受けていない者（※所得制限あり） ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となった者</p> <p>&lt;支給額&gt;児童1人あたり5万円</p> <p>&lt;支給&gt;①：5月上旬（申請不要）、 ②、③：申請に基づき6月初旬以降順次</p> <p>【財源：国 183,098】</p>	183,098	183,098	